

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

【総会特集号】 第48号 (2015年12月13日)

日韓条約締結・発効 50年と文書公開 運動10年を締め くくる2015年 度総会・公開シンポ にご参加を！

目次

1頁	呼びかけ
2頁	総会・シンポ開催要項
2～4頁	2015年度活動報告
5頁	アーカイブス設立にむけて
6～7頁	請求からの流れ
8頁	2014年度決算・会計監査報告
9頁	2015年度運動方針案・予算案
10～11頁	関連出版物の紹介
12頁	編集後記

今年、2015年は戦後70年であるとともに、1965年の日韓条約締結・発効から50年の節目の年でした。当会としても2005年の結成から10年の節目です。8月14日に閣議決定された「安倍談話」は、日本の植民地支配には一言も触れないものでした。しかし、11月2日に、およそ3年半ぶりに日韓首脳会談が開かれ、慰安婦問題等歴史清算も課題となりました。変化のきざしは見えています。

昨年、すべての裁判闘争が終結し、保留となっていた再請求分の異議申し立て手続きが動き出し、また、財務省から予想を越える166文書が開示されました。いずれの事件も不開示文書についての異議申し立ての結果、情報公開・個人情報保護審査会に諮問され、今年前半は意見書の作成・提出に全力を挙げました。

昨年、発足させた「日韓会談関連アーカイブス設立準備委員会」も動きだし、来年からは設立に向けた開示情報のデータベース作成作業が開始されることになりました。来たる2015年度総会では、向こう一年間に当会の活動成果を後世に引き継ぐための作業をすすめて、次回総会をもって会を解散する方針を提案いたします。

日韓会談・全面公開を求める会2015年度総会

2015年12月23日(水・休) 午前10時半～12時(開場10時)

東京しごとセンター 5F セミナー室

※午後1時半から、同会場で公開シンポを開催します。

2015年度総会

(日時) 2015年12月23日(水・休) 午前10時30分～12時(開場10時)

(会場) 東京しごとセンター 5F セミナー室

(次第) 2015年度活動経過報告

アーカイブス設立準備委員会報告

2015年度決算報告

2016年度活動方針案

2016年度予算案

公開シンポジウム

「日韓条約発効から50年 日韓会談文書公開運動10年の軌跡を振り返る」

(日時) 2015年12月23日(水・休) 午後1時半～5時(開場1時)

(会場) 東京しごとセンター 5F セミナー室

(参加費・資料代) 500円

(基調報告) 「日韓会談文書公開運動の10年を振り返る」(弁護団)

(報告) ①「歴史資料公開と情報公開制度—この10年間の動き—」

瀬畑源(せばた はじめ 長野県短期大学助教)

②「日韓諸条約をめぐる市民運動の10年 2005—2015」

吉澤文寿さん(当会共同代表、新潟国際情報大学教授)

③「在日韓国人の法的地位の変遷」

李洋秀さん(当会事務局次長)

2015年度総会資料

2015年度の活動の概括

①裁判終結を受けて、保留となっていた再請求分の異議申し立て手続きが再開され、1月15日付で情報公開・個人情報保護審査会へ諮問された。2月17日付で請求人から意見書を提出した。

また、財務省保管の日韓会談文書について、5月29日付で166文書の追加開示が決定されたが、一部不開示文書が存在したため、7月12日付で異議申し立てを行った。これに対し、8月3日付で財務省が情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、請求人より意見書を提出した。

②独自の事業は取り組めなかったが、日韓国交正常化50年ということから、6月20日に開催された「日韓つながり直しキャンペーン主催のシンポジウム「日韓条約50年 過去清算でつながろう」に太田修共同代表がパネリストとして参加する等、その成功を担った。また、当会の活動成果を取り入れた著作、関連著作が相次いで出版された。

③「日韓会談関連アーカイブス設立準備委員会」を3回開催し、「資料整理・目録作成の手

引き」を作成、財政基盤も含め、実行体制の整備を進めてきた。2016年より、具体的な作業を開始するめどがたった。

④弁護団が保管していた第1次～第3次訴訟の訴訟資料については、精査の上、同志社大学図書館に引き受けていただくことになり、作業が完了した。デジタル化については、当会ホームページの整理も含めて、今後の課題とする。

2015年度活動報告 (2014年12月1日～2015年11月30日)

<p>基本方針</p> <p>I. 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的</p> <p>日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。</p> <p>II. 外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう</p> <p>全面公開を求める当会の目的を達成するために、弁護団との連携を密にして行動する。</p> <p>運動方針</p> <p>I. 下記を原告として、三次訴訟をおこなう。</p> <p>三次訴訟</p> <p>韓国在住原告 <small>チェボンテ</small> 崔鳳泰、<small>イクムジュ</small> 李金珠、<small>ヨウンテク</small> 呂運澤、<small>イヨンス</small> 李容洙</p> <p>日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、<small>イハンネ</small> 李鶴来、<small>ヤンチンジャ</small> 梁澄子</p> <p>再請求</p> <p>請求人 太田修、吉澤文寿、田中宏、山</p>	<p>会議開催報告</p> <p>弁護団会議開催日</p> <p>開催なし</p> <p>役員会開催日</p> <p>第43回(4月4日) 第44回(8月24日) 第45回(11月23日)</p> <p>活動記録</p> <p>I. 訴訟活動</p> <p>終結</p> <p>再請求</p> <p>外務省が1月15日付で情報公開・個人情報保護審査会に諮問。 請求人(総代 山本直好名)から、2月17日付で意見書を提出。</p> <p>財務省文書開示請求</p> <p>5月29日付で166文書の開示(部分開示含む)決定。7月12日付で請求人(山本)が異議申し立て。8月3日付で財務省が情報公開・個人情報保護審査会に諮問。8月30日付で、請求人より意見書提出。</p> <p>II. 会員数(2015年11月30日現在)</p> <p>会員 96名</p>
--	--

<p style="text-align: center;">本直好、小竹弘子</p> <p>財務省文書開示請求 請求人 山本直好</p> <p>II. 支援者として活動に参加する会員を、あらゆる機会を通して募集する。</p> <p>III. 地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。</p> <p>IV. 韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。</p> <p>V. 情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。 2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。 3. ホームページにより最新情報を提供する。 4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。 5. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。 	<p style="text-align: center;">旧サポーター会員 69名</p> <p>III. 特記事項なし</p> <p>IV. 特記事項なし</p> <p>V. 会活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日韓会談関連アーカイブス設立準備委員会 <ul style="list-style-type: none"> 第2回 4月4日 第3回 8月24日 第4回 11月23日 2. ニュース発行 <ul style="list-style-type: none"> 第45号（2月8日） 第46号（5月17日） 第47号（9月27日） 第48号（12月13日） 3. ホームページアクセス数 2015年11月30日 41419 4. 公開シンポジウム開催 2015年12月23日「日韓条約発効から50年 日韓会談文書公開運動10年の軌跡を振り返る」（東京しごとセンターセミナー室） 5. 総会開催 2015年12月23日
---	--

日韓会談文書アーカイブス設立に向けて

アーカイブス設立準備委員会 太田修

日韓会談文書アーカイブス

周知のように、私たち「求める会」は、会の設立当初よりホームページ (<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>) を開設し、ニュースや裁判関連資料、そして文書公開請求運動によって開示された日韓の日韓会談文書などを公開してきました。とくに「日本公開の日韓会談文書」のページでは、「求める会」の運動によって開示された、日本の外務省が所蔵していた日韓会談文書の原文がすべて閲覧できるようになっています。また、開示決定、文書番号、文書の名称、決定区分、決定理由などの書誌情報も公開しています。開示決定ごとに整理された一覧表に表示された文書の名称をクリックすれば、原文が見られるというしくみになっています。

しかし、開示決定別の一覧表の文書の名称には、各ファイル（簿冊）の最初の文書の題目のみが表示されているだけで、同じファイルに入っているその他の複数の文書の題目は表示されていない、作成者やキーワードなどがわからず検索しにくい、などの難点があることが指摘されています。

アーカイブス設立委員会では、そうした難点を改善し、書誌情報を再整理することによって、日韓会談文書アーカイブス（記録保存、または記録保存館）の設立をめざそうと考えています。そのために今後、以下のような作業を行う予定です。

書誌情報の再整理、データベース化作業

書誌情報において、すべての文書の題目、作成年月日、作成者、受信者、ページ数、キーワード（事項や人名など10個）などの情報を追加・再整理し、それらをデータベース化して公開します。

この作業はアーカイブス委員会のメンバーおよびアルバイトによって行われます。アルバイトの費用は、太田及び吉澤が学術振興財団に科学研究費を申請し、その研究費より負担する予定です。

アーカイブスの完成予定

日韓会談文書の書誌情報を再整理しデータベース化する作業は、2016年より開始する予定で、2年後の完成をめざします。

アーカイブスの維持、移管

日韓会談文書アーカイブスは、当分の間は「求める会」が管理、維持していきませんが、いつまでもそうし続けることはできません。今後、日韓会談アーカイブスを管理、維持してくれる機関をみつけ、そこに移管することによりこのアーカイブスを維持したいと考えています。現在アーカイブス委員会では、適切な移管先を検討中です。

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	月 日	全面開示請求			
2006	4月25日	開示請求			
	5月25日	特例適用通知			
	8月17日	1次部分開示(65頁)			
	10月2日	審査会へ異議申立	一次訴訟(開示期間)		
2007	12月18日		東京地裁へ提訴		
	3月6日		第1回口頭弁論		
	3月28日	1次の逆転全部開示(193頁)			
	4月27日		2次開示(1533頁)		
	5月8日		第2回口頭弁論		
	7月10日		第3回口頭弁論		
	9月25日		第4回口頭弁論	二次訴訟(不開示理由)	
	11月16日			3次開示(5340頁)	
	11月26日		第5回口頭弁論		
	12月26日		原告:勝訴		
2008	1月8日		↓		
	1月26日		国:東京高裁へ控訴		三次訴訟(不開示理由)
	4月18日				4次開示(3482頁)
	4月23日		控訴審第1回口頭弁論	東京地裁へ提訴	
	5月2日				5次開示(16263頁)
	5月9日				6次開示(32951頁)
	5月28日		第2回口頭弁論		
			原告:取下げを提示		
	6月3日		国:取下げ同意で終了		
	6月10日				審査会へ異議申立
	7月1日			第1回口頭弁論	原告:異議申立書提出
	7月7日				国(外務省)第1次補正命令
	8月29日				原告:同意書提出
9月9日			第2回口頭弁論		
10月14日				東京地裁へ提訴	
11月25日			第3回口頭弁論		
12月17日				第1回口頭弁論	
2009	2月17日		第4回口頭弁論		
	2月19日				異議申立に関する申し入届
	2月26日				国(外務省):第2次補正命令
	3月4日			第2回口頭弁論	
	4月6日				原告:回答及び申入書提出
	4月15日			第5回口頭弁論	
	5月26日				第3回口頭弁論
	6月9日				国(外務省):第3次補正命令
	7月8日			第6回口頭弁論	
	7月28日				原告:回答及び申入書再提出
9月1日				第4回口頭弁論	
10月21日			第7回口頭弁論(結審)		

	12月8日				第5回口頭弁論	
	12月16日			原告・敗訴		
				↓		
	12月25日			東京高裁へ控訴		
2010	2月23日				第6回口頭弁論	
	4月21日				第7回口頭弁論	
	5月12日			控訴審 即日結審		
	6月23日			原告・敗訴		原告：申入れ書再々提出
	6月30日			↓	第8回口頭弁論	
	7月7日			最高裁判所へ上告		
	9月8日				第9回口頭弁論	
	9月15日			上告受理申立理由書提出		
	11月5日				第10回口頭弁論	
2011	1月21日				第11回口頭弁論	
	3月18日				第12回口頭弁論	
	5月9日			上告不受理決定・原告敗訴		
	6月14日				第13回口頭弁論	
	8月29日				開示変更決定(63文書)	
	9月6日				第14回口頭弁論	
	9月30日				弁論準備手続き	
	11月29日				第15回口頭弁論中止・弁論準備手続き	
	12月27日				弁論準備手続き	
2012	3月6日				第15回口頭弁論・結審	
	6月21日	再請求				
	7月20日	特例適用通知				
	9月11日				判決言い渡し・延期	
	10月11日				判決言い渡し	
	10月11日				原告一部勝訴	
					↓	
	10月24日				国：東京高裁に控訴	
2013	1月21日	開示決定				
	3月22日	異議申し立て				
	3月29日				開示変更決定	
	4月1日				開示変更決定	
	7月9日				控訴審第1回口頭弁論	
	11月26日				開示変更決定	
	12月10日				控訴審第2回口頭弁論	
	1月26日		財務省文書開示請求			
2014	3月13日				控訴審第3回口頭弁論	
	3月24日				開示変更決定	
	3月26日				控訴審第4回口頭弁論・結審	
	3月28日		第1次開示(22文書)			
	4月2日	開示変更決定				
	7月25日				控訴審判決	
	8月22日	開示変更決定				
	8月25日				開示変更決定	
2015	1月15日	情報公開審査会諮問				
	2月17日	意見書提出				
	5月29日		第2次開示(166文書)			
	7月12日		異議申し立て			
	8月3日		情報公開審査会諮問			
	8月30日		意見書提出			

2015年度決算報告

日韓会談文書・全面公開を求める会2015年度決算（2014年12月1日-2015年11月30日）

1. 収入

(1).	前年度繰越金	347,836
(2).	会費	
	会員会費	81,000 (3000x27)
	学生・年金者会費	5,000 (1000X 5)
	旧サポーター会費	8,000 (2000X4)
	カンパ	15,000
(3).	シンポ賛同金	0
(4).	集会参加費	16,500
(5).	雑収入	2
	合計	473,338

2. 支出

	事務費	0
	HP契約料	29,808 (2,484X12)
	集会費	65,612
	ニュース発行	172,857
	文書開示手数料	48,620
	支払い手数料	2,008
	雑費	11,000
	合計	329,905

3. 収支差額

143,433

4. 資産

	郵振口座	117,729
	横浜銀行	24,167
	小口現金	1537
	合計	143,433

会計監査

帳簿、現金、通帳、郵便振替口座を監査しました。
上記の報告で間違いのないことを報告します。

2015年12月9日

有村順子



2016年度運動方針案

- ①「日韓会談関連アーカイブス」の設立準備作業を開始し、適宜、準備委員会を開催して、その進捗状況を管理する（当面は当会役員会と同時開催）。
- ②外務省文書再請求分並びに財務省文書開示請求については、請求人の責任において、諸手続きを継続し、追加開示があった場合については、会報やホームページで報告するとともに、アーカイブスにもその成果を反映させる。
- ③11月14日に発会した『植民地歴史博物館』と日本をつなぐ会の活動に参加し、2016年中にソウル市内に建設をめざす「植民地歴史博物館」の設立運動に協力する。
- ④上記アーカイブスの設立と並行して、当会の活動を継承発展し、「情報公開と歴史清算」についての様々な情報にアクセス可能なポータルサイトの準備を引き続き進める。
- ⑤裁判が終結し、アーカイブス設立を除き、当会の目的としてきた活動は基本的に終了したことから、次年度総会で会を解散する。ただし、アーカイブス設立作業には数年を要する見通しであることから、移行期間のホームページ維持経費等のための基金を設立する。

2016年度予算案（2015年12月1日～2016年11月30日）

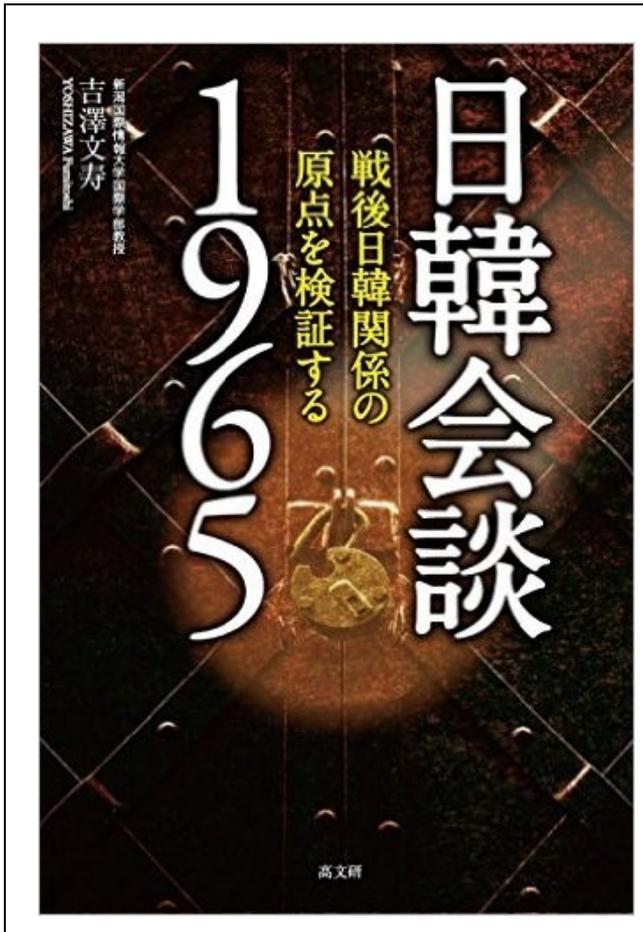
1. 収入

(1) 前年度繰越金	<u>143433</u>
(2) 会費収入等	
1) 会費	<u>200000</u>
2) カンパ	<u>50000</u>
(3) 雑収入	<u>6567</u>
収入合計	<u>400000</u>

2. 支出

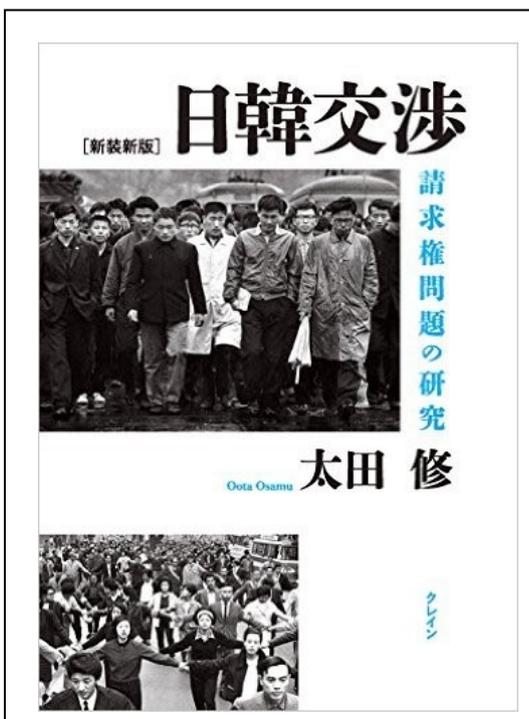
(1) 事務費	
1) 事務用品費	<u>5000</u>
2) 通信費	<u>5000</u>
3) HP契約料	<u>30000</u>
(2) ニュース発行費	<u>120000</u>
(3) 裁判対策費	
1) 弁護団謝礼	<u>100000</u>
2) 異議申し立て等諸経費	<u>5000</u>
(5) アーカイブス設立準備費	<u>10000</u>
(6) 支払い手数料	<u>5000</u>
(7) 基金積立金	<u>100000</u>
(8) 予備費	<u>20000</u>
支出合計	<u>400000</u>

日韓会談50年の今年、出版された関連書籍の紹介



(左) 当会の吉澤共同代表が、日韓で開示された膨大な日韓会談文書を読み解き、交渉過程を丁寧に追い、何が対立点となり、なぜ、このような妥結にいたったのかを一般の読者にも分かるように解説しています。当会の活動の総集約と言ってよい一冊です。 高文研 2200円

日韓国交正常化70年の今年、日韓での日韓会談文書公開を踏まえて、日韓会談を問う著作が相次いで出版されました。当会が直接関わるものをいくつかご紹介いたします。今回ご紹介する著作以外でも、当会ホームページが公開している開示文書を活用した論文、著作も様々な研究者から発表されています。

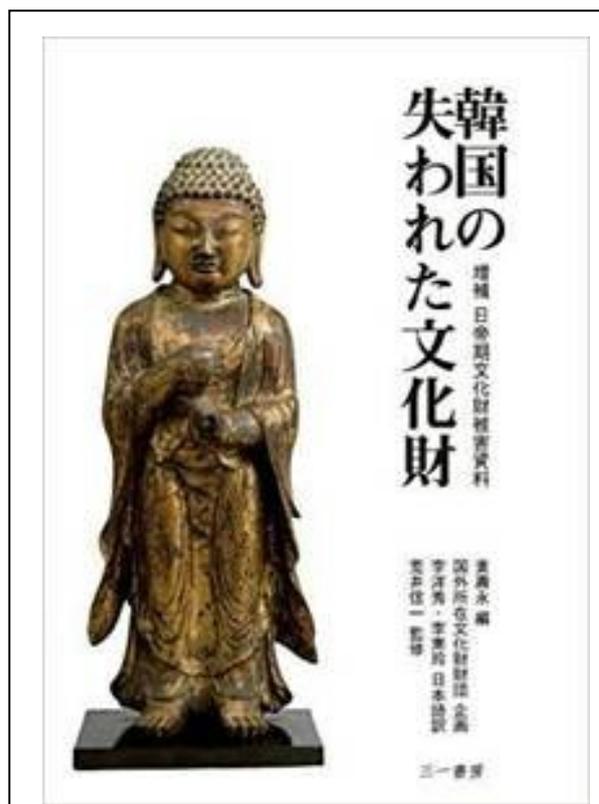


(左2冊) 日韓会談の真相を世に問うた、共同代表お二人の著作が、文書公開の成果を踏まえて、新装新版になりました。クレイン 3780円



(左) 戦後70年の今年、「未解決の戦後補償を問うこと」の意味を、多様な課題を通じて明らかにした一冊。当会の李洋秀事務局次長が「日韓会談日本側文書の開示を求めた10年の裁判—開示された文書から見えてきた問題点」を執筆。

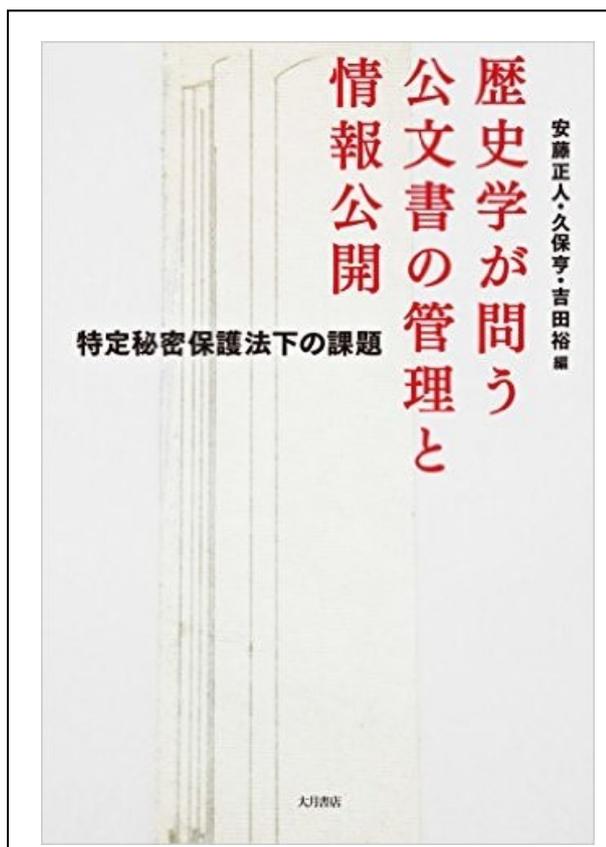
創史社 1800円



(上) 文化財問題は第3次訴訟の大きな争点でした。日本による侵略・強制占領期に行われた、韓国文化財の略奪と毀損に関する資料集。

日本の学者による論文、関連記事、公文書などを収録した『日帝期文化財被害資料』（1973年、黄壽永博士編）の増補改訂版。当会の李洋秀事務局次長が翻訳を担当。

三一書房 3780円



(上) 歴史学の立場から、情報公開と公文書管理がなぜ必要かを問うた一冊。第3章に当会の吉澤共同代表の「日韓会談をめぐる外交文書の管理と公開」を掲載。

大月書店 3500円

[植民地歴史館つなぐ会]賛同のお願い

韓国において民族問題研究所が中心になって、「植民地歴史博物館」を建設する運動が進んでいます。民族問題研究所は、植民地権力に迎合しその支配に加担した「親日派」について研究を進めるなど植民地主義の克服のために活動を進めてきた在野の研究団体です。同研究所は、その活動の中で、植民地支配に関わる様々な資料の収集・保存、調査・研究、市民交流などを取り組んできました。

そして今、30年近い活動の蓄積を踏まえ、植民地主義の克服と東アジアの平和をめざす活動の拠点となる「植民地歴史博物館」の建設を呼びかけています。この呼びかけに、『植民地歴史博物館』と日本をつなぐ会（略称「植民地歴史館つなぐ会」）が結成されました。

「植民地歴史博物館」建設にはお金が必要です。資料を充実させる必要もあります。調査・研究への協力なども不可欠です。これを日本から支え、協力していくことが必要です。そして、このような活動は日本の植民地主義克服にも寄与していくでしょう。是非、ご協力、ご賛同をお願いいたします。

国内募金目標額：500万円

郵便振替口座：0130-0-634639

振替口座名義：植民地歴史館つなぐ会

建設賛同金：-□1000円

可能な限り10□1万円の建設賛同金をお願いいたします。

1万円以上の建設賛同金を、お寄せ頂いた方には、「植民地歴史博物館」フリーパス券の進呈が予定されています。

つなぐ会年会費：1000円

*「植民地歴史博物館」につきましては下記のアドレスの「植民地歴史博物館」項をご参照ください。

<http://minjokjp.cafe24.com/>

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

(事務局)

160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパコンセール4F

J & K 法律事務所気付 TEL : 090-9204-7607 FAX : 03-5241-9906

E-mail : nikkanbunsho2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>